

下水道

9月10日は「下水道の日」

●問い合わせ 役場下水道課 管理係 ☎096(293)5679

- 雨水は流せません  
分流式で、生活排水のみを処理します。
- まずやマンホールには  
土砂や廃油、木片などの廃棄物を捨てないようしましょう。マンホールのふたはむやみに開けないようにしましょう。
- 共同住宅  
入居者の皆さんで排水設備を管理しましょう。
- 水洗トイレでは  
トイレトーパー以外の紙、異物などを流さないようにしましょう。



**施設**を長持ちさせ、きれいな水を川に返すため、次の点に注意しましょう。

- 台所では  
野菜くずやご飯の残り、食用廃油(天ぷら油やサラダ油など)を流さないようにしましょう。

- 排水口には  
台所、浴室などの排水口には、大きな物が流れ込まないように、必ず網か格子をつけましょう。



●洗濯では  
合成洗剤に含まれているリンは、汚水処理施設で処理しても取り除くことが困難です。無リン洗剤を使うよう心がけましょう。

- 下水道には  
ガソリン、シンナー、石油、アルコール類などの危険物は流さないようにしましょう。揮発性の高い危険物は、大爆発を起こす原因になります。

募集

地域密着型サービス事業者を募集します

●問い合わせ 役場介護保険課 介護保険係 (町子育て・健診センター内) ☎096(293)3511

- 町**では、認知症高齢者とその家族を地域全体で支える体制を整備するため、「第7期大津町高齢者福祉計画及び介護保険事業計画」に基づき、地域密着型サービス事業者(認知症高齢者グループホーム)の実施予定事業者の募集を行います。
- 詳しくは、町ホームページ  
(<http://www.town.ozu.kunamoto.jp/>)  
または、お問い合わせください。
- 募集事業(定員)
  - 認知症対応型共同生活介護(18床)
  - 応募資格
  - ①令和3年3月末までに、施設の開設が可能であること(着工は令和2年度中)。
  - ②応募事業者自らが町の指定を受けて開設・運営すること。
  - ③確実に遂行できる経営基盤が整っており、継続して事業を行うことができる見込みがあること。
  - ④県内の法人であること。
  - ⑤応募事業者および代表者が国税、地方税を滞納していないこと。
  - ⑥応募事業者の関係者が暴力団またはその関係者でないこと。
- 問い合わせ期間  
9月2日(月)～9月30日(月)
- 応募期間  
10月1日(火)～10月31日(木)
- 応募書類提出先  
役場介護保険課 介護保険係

新庁舎

新庁舎建設工事に伴う駐車場利用案内

●問い合わせ 役場庁舎建設推進課 庁舎建設推進係 ☎096(273)8696

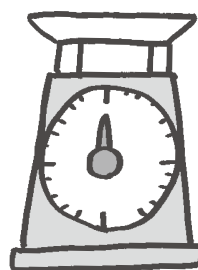


**新**庁舎建設事業は、8月末に本工場の契約手続が完了し、9月から建設工事に着手します。これに伴い、9月20日(金)から仮設庁舎南側駐車場が利用できなくなり、東側の駐車場か、北側の駐車場をご利用ください。来庁者の皆さんには、ご迷惑とご不便をおかけしますが、ご理解とご協力をお願いします。なお、新庁舎本体の完成時期については、令和3年5月を目指しています。

検査

計量器の定期検査を実施します

●問い合わせ 役場商業観光課 商業観光係 ☎096(293)3115



- 取**引や証明に使用する計量器は法律(計量法第19条)により2年に1回の定期検査を受けるよう義務付けられています。左の日程で検査が行われますので、該当する計量器を持っている人は受験してください。
- 日時  
10月10日(木)、11日(金)  
午前10時～午後3時  
(正午～午後1時を除く)
  - 検査対象計量器  
・商店などで商品の売買に使用するばかり
  - ・病院、薬局などで使用している調剤用のはかり
  - ・学校、病院、保育園などで使用している体重測定用のはかり
  - ・農協、漁協など流通物資の集荷、出荷などに使用するはかり
  - ・宅配など運送業者などが貨物の運賃算出用に使用するはかり
  - ・農業、漁業などの生産者が生産物などの売買に使用するはかり
  - 場所  
町生涯学習センター
  - 持参物  
計量器(質量計など)  
手数料(500円～2,200円/1台)

医療

男性対象の風しん対策があります

●問い合わせ 役場健康保険課 健康推進係 (子育て・健診センター) ☎096(294)1075



**風**しんの流行を受け、これまで公的な予防接種を受ける機会がなかった「昭和37年4月2日～昭和54年4月1日生まれの男性」を対象に、令和3年度までの3年間に限り、風しん抗体検査・予防接種を無料で受けることができます。

- 今年度の無料クーポン送付者  
昭和47年4月2日～昭和54年4月1日生まれの男性に5月下旬に無料クーポン券を送付しています。同封の案内書をご覧ください。紛失された人は再発行をします。
- 今年度、送付対象外の人は令和2年度以降の対象となりますが、今年度に抗体検査を希望の際はお問い合わせください。
- 5月21日以降に大津町へ転入され、風しんの抗体検査・予防接種を受けていない人は無料クーポン券を発行しますのでお問い合わせください。
- ※転入前の自治体で発行されたクーポン券は使用できません。

風しん感染防止のため、ご理解とご協力をお願いします。